

○近江八幡市請負工事成績評定基準

平成22年3月21日

訓令第67号

(趣旨)

第1条 この基準は、近江八幡市工事検査規程（平成22年近江八幡市訓令第66号）第14条の規定による請負工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定は、別表第1の工事成績評定表により行う。ただし、修繕工事等小規模工事については、この基準による評定を省略することができる。

(評価者)

第3条 工事成績評定表の考査項目の評価者（以下「評価者」という。）は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第35条に定める監督員及び検査職員があたる。

(評定者)

第4条 工事成績の評定者は、検査職員があたる。

(評価の方法)

第5条 工事成績評定表の考査項目の評価（以下「評価」という。）は、工事ごとに独立して行う。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して的確、かつ、公正に行う。ただし、一の工事の評価者となる監督員又は検査職員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議して評価を行う。

3 評価は、検査の結果、手直し等があった場合においても手直し前の状態を評価する。

4 評価考査点の採点は、別表第2の考査基準により行う。

(評定の方法)

第6条 評定は、評価の考査採点総計の結果に基づき別表第3の判定基準により行う。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市請負工事成績評定基準（平成18年近江八幡市訓令第9号）又は安土町請負工事成績評定実施要領（昭和56年安土町訓令第4号）（以下これらを「合併前の規程」という。）の規定によりなされた検査の手続きその他の行為のうち、この基準の施行の際現に当該検査を完了していないものについては、なお合併前の規程の例による。

別表第1（第2条関係）

工事成績評定表

考查項目		A	B	C	D	E
1 施工中	a 施工計画書	5	5	5	0	0
	b 協力業者報告書	5	5	5	0	0
	c 施工体制台帳	5	5	5	0	0
	d 安全衛生計画書	5	5	5	0	0
計		20	20	20	0	0
2 施工	a 出来形管理	250	200	162	100	25
	b 品質管理	160	128	104	64	16
	c 出来栄え	200	160	130	80	20
計		610	488	396	244	61
3 管理	a 施工計画	20	16	13	8	2
	b 工事記録簿	20	16	13	8	2
	c 工程管理	100	80	65	40	10
	d 安全管理	10	8	6	4	1
	e 環境管理	10	8	6	4	1
	f 交通管理	10	8	6	4	1
	g 写真管理	10	8	6	4	1
	h 使用材料管理	10	8	6	4	1
	i 産業廃棄物管理	10	8	6	4	1
	j 再生資源利用	10	8	6	4	1
	k 指定図書	20	16	13	8	2
	計		230	184	146	92
4 熱意	a 現場代理人	20	20	13	0	調査
	b 主任・監理技術者	20	20	13	0	調査
	c 対外関係	50	40	33	20	0
	d 熱意	50	40	33	20	0
計		140	100	92	40	0
5 工期	引渡し遅延日数	遅延日数				
		工期内	1～10	11～20	21～31	32以上
		0	-10	-30	-50	-100

別表第2（第5条関係）

考查基準

1 施工中

必要提出書類について、特に施工計画書・協力業者報告書・施工体制台帳等・安全衛生計画に分け、仕様書に定められた期日までに提出されているか、その程度を次の基準により採点する。

a 施工計画書

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| A | 15日以内に提出があり、創意工夫されている。 | 5点 |
| B | 15日以内に提出があり、現場に即している。 | 5点 |
| C | 15日以内に提出はあったが、内容が現場に合わず後日再提出となった。 | 5点 |
| D | 期限を越えて提出 | 0点 |
| E | 期限を越えて提出はあったが、内容が現場に合わず後日再提出となった。 | 0点 |

b 建設工事協力業者報告書

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| A | 15日以内に提出があり、総ての協力業者が把握できる契約書が添付 | 5点 |
| B | 15日以内に提出があり、総ての協力業者が把握できる。 | 5点 |
| C | 15日以内に提出はあったが、記載の一部に不備があった。 | 5点 |
| D | 期限を越えて提出 | 0点 |
| E | 期限を越えて提出はあったが、記載の一部に不備があった。 | 0点 |

c 施工体制台帳等

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| A | 15日以内に提出があり、詳細まで記載し必要書類が添付されている。 | 5点 |
| B | 15日以内に提出があり、必要書類が添付されている。 | 5点 |
| C | 15日以内に提出はあったが、内容が不十分で後日再提出となった。 | 5点 |
| D | 期限を越えて提出 | 0点 |
| E | 期限を越えて提出はあったが、内容が不十分で後日再提出となった。 | 0点 |

d 安全衛生計画書

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| A | 15日以内に提出があり、創意工夫されている。 | 5点 |
| B | 15日以内に提出があり、現場に即している。 | 5点 |
| C | 15日以内に提出はあったが、内容が現場に合わず後日再提出となった。 | 5点 |
| D | 期限を越えて提出 | 0点 |
| E | 期限を越えて提出はあったが、内容が現場に合わず後日再提出となった。 | 0点 |

2 施工

施工については、出来形管理・品質管理・出来栄えに分け、適否の程度を次の基準により採点する。

a 出来形管理

各種法令及び基準等（以下「基準」という。）に基づき、施工された各部構造寸法

等の形状寸法並びに構造が設計図書及び仕様書等に定められた構造・形状寸法である事を報告する。

- A 基準を遵守し、管理すべき項目を達成し、かつ、測定項目のばらつきが+又は-の一定側で基準値の50%以内 250点
- B 基準を遵守し、管理すべき項目をほぼ達成し、かつ、測定項目のばらつきが基準値内（指摘事項が5まで0.95、6以上又は重大は0.9掛け） 200点
- C 測定値が規格の範囲内にある。書類に一部不備がある。（指摘事項が5まで0.9、6以上又は重大は0.8掛け） 162点
- D 基準に従った報告がなされていない。又は部分的に補修を要する。又は書類が不備（指摘事項が5まで0.8、6以上又は重大は0.6掛け） 100点
- E 設計図書不適合の場合の改造を請求した。 25点

b 品質管理

各種法令及び基準等（以下「基準」という。）に基づき、各使用材料・各建設構造物等の品質を各種試験実施及び試験成績表等により適正であることを実証する。

- A 基準に基づく試験等で性能を確認し満足できる。 160点
- B 基準に基づく試験結果のばらつきが規格の範囲内（指摘事項が5まで0.95、6以上又は重大は0.9掛け） 128点
- C 試験結果が規格の範囲内にある。書類に一部不備がある。（指摘事項が5まで0.9、6以上又は重大は0.8掛け） 104点
- D 基準に従った試験がなされていない。又は部分的な補修を要する。又は書類が不備（指摘事項が5まで0.8、6以上又は重大は0.6掛け） 64点
- E 設計図書不適合の場合の改造を請求した。 16点

c 出来栄

各建設構造物等の形態・機能性を良くするため、各種法令及び基準等（以下「基準」という。）に基づき、細部に渡り丁寧な施工を行う。

- A 基準に基づき細部・端部まで丁寧に施工し、通り・平坦性・機能性に優れ、美観も良い。 200点
- B 基準に基づき細部・端部まで丁寧に施工されている。（指摘事項が5まで0.95、6以上又は重大は0.9掛け） 160点
- C 機能的に問題ない程度の美観（指摘事項が5まで0.9、6以上又は重大は0.8掛け） 130点
- D 基準に基づく施工がなされていない。仕上げが悪く部分的に補修を要する。（指摘事項が5まで0.8、6以上又は重大は0.6掛け） 80点
- E 設計図書不適合の場合の改造を請求した。 20点

3 管理

管理については、施工計画・工事記録簿・工程管理・安全管理・環境管理・交通管理・写真管理・使用材料管理・産業廃棄物管理・再生資源利用実績・その他事業担当課の指定図書に分け、適否の程度を次の基準により採点する。

a 施工計画

施工・管理全般にわたり計画がなされ、その内容が現場に即したものである。

- | | | |
|---|-------------------------------|-----|
| A | 現場に即してあり、創意工夫した計画で整備され実施している。 | 20点 |
| B | 現場に即してあり、丁寧に計画し実施している。 | 16点 |
| C | 現場が反映されているが、部分的に不備がある。 | 13点 |
| D | 汎用的なもの | 8点 |
| E | 計画になっていない。 | 2点 |

b 工事記録簿

工事の準備・経過・状況・予定が記録され、状況が確認できる。

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| A | 総で整理され、工事の進捗が把握できる。 | 20点 |
| B | 工事進捗が把握できる。 | 16点 |
| C | 一部書類の不備が見られ、部分的に進捗が不明 | 13点 |
| D | 5割程度の書類が整備されていない。 | 8点 |
| E | ほとんど書類なし | 2点 |

c 工程管理

工事目的を把握・管理し、工事目的物を期間内に完了し引き渡す。

- | | | |
|---|--|------|
| A | 工事目的を十分把握し、創意工夫の中で施工及び工期短縮を行った。 | 100点 |
| B | 工事目的を把握し施工を行い、期限内に完了・検査・引渡しした。（指摘事項が5まで0.95、6以上又は重大は0.9掛け） | 80点 |
| C | 一部書類の不備が見られ、部分的に進捗が不明（指摘事項が5まで0.9、6以上又は重大は0.8掛け） | 65点 |
| D | 5割程度の書類が整備されていない。（指摘事項が5まで0.8、6以上又は重大は0.6掛け） | 40点 |
| E | ほとんど書類なし | 10点 |

d 安全管理

仕様書に基づき作業安全の確保、使用機械の点検・現場の安全確保・各種法令法規の遵守等活動を行い、良好かつ安全な作業を実施・報告する。

- | | | |
|---|-------------------------------|-----|
| A | 法に基づき創意工夫された活動を行った。 | 10点 |
| B | 法に基づき活動を行った。 | 8点 |
| C | 概ね活動が行われた。 | 6点 |
| D | 指示を与えて辛うじて行われた。又は書類での確認ができない。 | 4点 |
| E | 活動をほとんど行っていない。 | 1点 |

e 環境管理

仕様書に基づき自然環境に対する負担を極力抑え、各種法令法規の遵守等活動を計画し実施する。

- A 法を理解し創意工夫をもって対策を行った。 10点
- B 十分な対策がとられた。 8点
- C 概ね対策がとられた。 6点
- D 指示を与えて辛うじて行われた。又は書類での確認ができない。 4点
- E 活動をほとんど行っていない。 1点

f 交通管理

仕様書に基づき各種法令法規を遵守し、地域の状況を把握した安全かつ適正な交通計画を実施する。

- A 創意工夫をもって対策を行った。 10点
- B 十分な対策がとられた。 8点
- C 概ね対策がとられた。 6点
- D 指示を与えて辛うじて行われた。又は書類での確認ができない。 4点
- E 活動をほとんど行っていない。 1点

g 写真管理

仕様書等に定められた管理を行うとともに、事後確認できない工種・工程・試験・出来事を記録に残し、整理・報告する。

- A 事後確認できない施工・試験が総て整理され創意工夫されている。 10点
- B 事後確認できない施工・試験が分かりやすく整理されている。 8点
- C 概ね整備されている。 6点
- D 重要施工が確認できない。又は書類の不備がある。 4点
- E ほとんど確認できない。 1点

h 使用材料管理

使用材料について、種類・数量・搬入・使用・残量・搬出を管理・確認し報告する。

- A 総て整理され創意工夫されている。 10点
- B 総て整理されている。 8点
- C 概ね整備されているが、集計又は対比がされていない。 6点
- D 書類の不備がある。 4点
- E ほとんど整理されていない。 1点

i 産業廃棄物管理

法に従った処理を行い整理・報告する。

- A 総て整理されている。 10点
- B 整理されている。 8点

- C 概ね整備されているが、集計又は対比がされていない。 6点
- D 書類の不備がある。 4点
- E ほとんど整理されていない。 1点

j 再生資源利用

共通様式により計画・実施しそれぞれ報告する。

- A 総て整理されている。 10点
- B 整理されている。 8点
- C 概ね整備されているが、集計又は対比がされていない。 6点
- D 書類の不備がある。 4点
- E ほとんど整理されていない。 1点

k その他事業担当課が指定の完成図書

事業担当課の指示により整備・報告する。

- A 創意工夫されている。又は高度な資料 20点
- B 整理されている。又は難度が中程度の資料 16点
- C 整理されている。又は難度が普通程度の資料。又は指定なし 13点
- D 書類の不備がある。 8点
- E ほとんど整理されていない。 2点

4 熱意

熱意については、現場代理人・主任、監理技術者・熱意に分け、工事に対する体制を次の基準により採点する。

a 現場代理人

現場代理人は契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営・取締り・契約に基づく一切の権限を行使する。

- A 常駐し、積極的に現場の把握・連絡調整を行っている。 20点
- B 常駐し、現場の把握・連絡調整がよくできている。 20点
- C 常駐し、連絡調整を行っている。 13点
- D 常駐はしているが連絡調整不足。又は、ほとんど出会えない。 0点
- E 不在 調査

b 主任技術者又は監理技術者

主任・監理技術者は工事の施工管理・工程管理・品質管理・安全管理等の技術上の管理をつかさどる。

- A 積極的に提案等され、創意工夫又は技術的判断に優れている。 20点
- B 創意工夫又は技術的判断に優れている。 20点
- C 監理できている。 13点
- D 監理できていない。又は不在が多い。 0点

E 不在

調査

c 対外関係

地域住民に対し安全・的確な対策を積極的に行い、他の官公庁及び関係機関との調整を行い、記録・報告する。

- A 的確な折衝・調整・対応をした。 50点
- B 指示を受けながら的確に対応した。 40点
- C 対応に遅れがあったが対応した。 33点
- D 文書による改善を求め改善した。 20点
- E 指示に従わず進捗に支障が生じた。 0点

d 熱意

工事に対し積極性・誠実性・協調性を持って、連絡を密に行い責任ある施工を実施する。

- A 積極的に提案・施工・対応された。 50点
- B 積極的に施工・提案された。 40点
- C 問題なく施工した。 33点
- D 積極性に欠ける。 20点
- E 指示に従わず進捗に支障が生じた。 0点

5 工期

工期内に完成したものは0点とし、遅延工事は続遅延日数の程度により5段階に分け、それぞれ採点する。

- A 工期内完了 0点
- B 遅延日数1日から10日まで -10点
- C 遅延日数11日から20日まで -30点
- D 遅延日数21日から31日まで -50点
- E 遅延日数32日以上 -100点

別表第3（第6条関係）

評定基準

総合点数	判定
90以上	優
80以上90未満	良上
70以上80未満	良
60以上70未満	可上
60未満	可

考査基準により採点された総計の10分の1を総合点数とし判定する。

小数点第2位が算出された場合は、第2位を切り捨てる。